

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年5月14日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

都市整備課及び下水道課

対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月25日までの所管事務

実施期間 令和2年3月2日から令和2年3月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

都市整備課及び下水道課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜都市整備課＞

主な所管事務は、都市計画、道路及び橋梁の計画、設計及び工事、準用河川及び排水路の計画、設計及び工事、都市計画道路の計画、設計及び工事、国又は県の所管す

る道路又は河川、公園、緑地、広場等の計画、設計及び工事、総合治水、雨水流出抑制施設の計画、設計及び工事、土地区画整理、市街地再開発、地区計画、鉄道立体交差、不動産の取得、生産緑地、建設部の庶務に関する事務である。

(1) 補助事業について

都市緑化推進事業補助金交付要綱で提出を受けるよう定めている書類の一部に不備があった。

＜下水道課＞

主な所管事務は、下水道計画、公共下水道、流域下水道、都市下水路、排水設備工事の審査及び業者の指定、水洗便所の普及、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給、下水道施設の維持管理、下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金、下水道使用料、上水道、専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に関する事務である。

(1) 補助事業について

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱で提出を受けるよう定めている書類の一部に不備があった。

(2) 庶務事務について

資源売却について、売却代金・数量の確認は正確性を確保する観点から複数名で行うこと。

意 見

(1) 下水道使用料に係る滞納処分の執行停止について、より一層適切に管理していただきたい。

(2) 地図等について、公営企業会計移行後の適切な資産管理を検討していただきたい。

(3) 地図等の販売代金について、販売価格の設定根拠等が増刷等により変わるため、価格を決定した経緯が適切に引き継がれる形を検討していただきたい。